

別表

肝炎治療特別促進事業における自己負担限度額表

階 層 区 分		自己負担限度額（月額）
D	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円未満の場合	10,000円
E	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円以上の場合	20,000円

※ ただし、平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱について」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。